

# 山口県中部1市4町 合併協議会だより

第4号

平成17年4月1日  
発行

- 第4回山口県中部1市4町合併協議会概要 P2~P3
- 合併に伴う住所変更手続きについて P4~P7
- 町名・字名の表示について P8



新「山口市」誕生まで、あと183日

# 第4回山口県央部1市4町合併協議会

平成17年2月24日(木)  
JA山口中央秋穂支所(秋穂町)

## 【報告事項】

●経過報告(合併協定調印後の経緯及び合併手続き)  
次のとおり、第3回協議会以降の経過報告が行われました。

## 合併協定調印後の経緯

期 日	内 容
平成16年 11月25日	合併協定調印式
12月 6日	秋穂町、徳地町議会で1市4町の合併(廃置分合)関係議案を可決
12月 8日	小郡町議会で1市4町の合併(廃置分合)関係議案を可決
12月16日	阿知須町議会で1市4町の合併(廃置分合)関係議案を可決
12月22日	山口市議会で1市4町の合併(廃置分合)関係議案を可決
12月24日	1市4町の首長が県知事へ合併(廃置分合)を申請
平成17年 1月11日	県知事と総務大臣の1市4町の合併(廃置分合)の事前協議について「異議なし」の回答

今後、県議会2月定例会での議決を経て、県知事が1市4町の合併を決定し、総務大臣への届出を行います。  
4月中下旬には、総務大臣の告示により法的効力が生じ、一連の合併手続きが終了します。

●平成16年度山口県央部1市4町合併協議会予算流用報告  
報酬、旅費及び需用費などの支払いに関する費用に不足が生じたため、必要な経費を流用したことについて報告しました。

●町名・字名の取扱いについて  
合併後の住所表示について、報告がありました。  
※詳細は、P8をご覧ください。

◆合併協定項目18(第1回協議会確認事項)  
1市4町の区域内の町・字の区域及び名称は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名・字名については、当該地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。なお、現在の町名・字名に旧市町名を加えることについては、地域の実情及び住民の意見を踏まえ、旧市町名を残す方向で調整するものとする。



●行政組織及び機構の取扱いについて(中間報告)  
新市の行政組織及び機構について、次ページのように中間報告が行われました。

山口市役所に総務部、総合政策部、市民部、環境部、健康福祉部、経済部、都市整備部の7部制の本庁機能と山口総合支所を置き、当面、市域全域に及ぶ事務は兼務とすることとし、また、各部内に各課や総合支所との調整を図る監理室を配置します。  
小郡、秋穂、阿知須、徳地の各総合支所には、地域のコミュニティ及び振興事業の総括などを所掌する「地域振興課」を設置します。

なお、具体的な各課等の事務分掌等は、本庁と総合支所の調整機能の仕組み、総合支所の役割等を検討し、詳細を決めることになります。

## 県知事に合併申請をしました

昨年の12月24日(金)、1市4町の首長がそろって県庁を訪れ、県知事に合併申請書を提出しました。



## 県議会で合併議案を可決

県知事が廃置分合(合併)議案を県議会2月定例会に提出し、3月15日(火)に県議会本会議で可決されました。

## 知事が合併決定書を交付

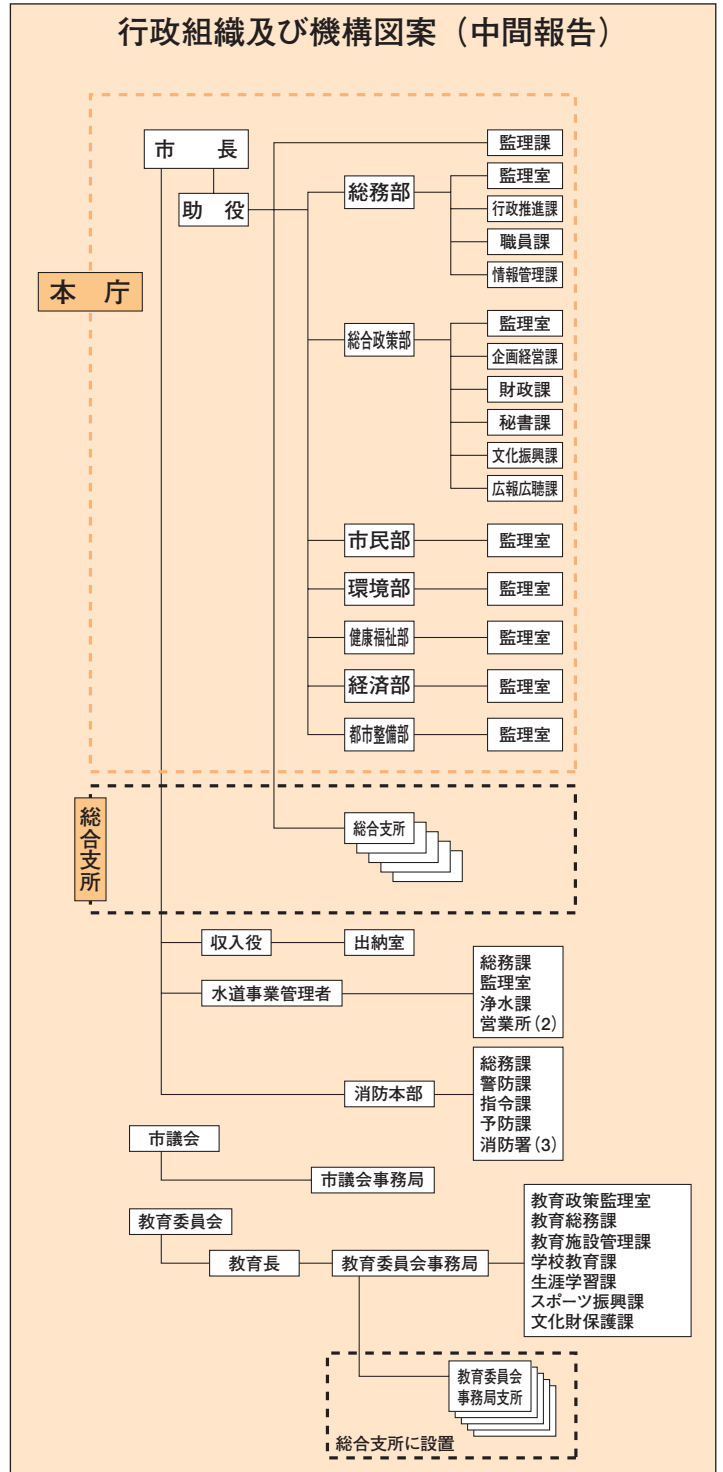
県議会での議決を経て、3月23日(水)に県知事が1市4町の廃置分合(合併)を決定しました。同日、県庁知事応接室で県知事より1市4町の首長に合併決定書が交付されました。

**【協議事項】**  
 ●山口県中部1市4町合併協議会新市特別職報酬等審議会設置規程（案）について  
 審議会は、協議会会長の諮問を受け、新市の特別職（市長、助役、収入役、教育長）の給料・議会議員の報酬額などを審議し答申するものです。  
 日程は、4月下旬をめどに答申し、これを基に首長会議で検討され、第5回協議会で調整結果を報告することになります。  
 なお、各市町から推薦された委員は、表のとおりです。

新市特別職報酬等審議会委員名簿

市町名	氏名	役職等	備考
山口市	吉村 弘	山口大学経済学部教授	委員長
	末廣 馨	山口銀行山口支店長	
	中野 勉	協議会4号委員	
小郡町	國安 克行	小郡町区長協議会会長	
	井上美代子	小郡町婦人会会長	
	重田 強子	協議会4号委員	職務代理者
秋穂町	木原 寛	(株)木原製作所副社長	
	原田 重男	行政経験者	
	牧 徹	協議会4号委員	
阿知須町	弘中 得男	行政経験者	
	國重 弘之	阿知須町心身障害者福祉作業所 希望の館館長	
	江本 芳子	協議会4号委員	
徳地町	松田 茂	JA防府とくち常務理事	
	松長寿美江	佐波郡連合婦人会会長	
	藤田 義正	協議会4号委員	

行政組織及び機構図案（中間報告）



平成17年度 山口県中部1市4町合併協議会予算

【歳入】		
科目	金額(千円)	内容
負担金	8,887	構成団体負担金
諸収入	1	預金利子
合計	8,888	
【歳出】		
科目	金額(千円)	内容
会議運営費	942	委員報酬、費用弁償(旅費)
事務局運営費	4,726	消耗品、事務機器借上料
事業推進費	2,720	協議会だより印刷 ほか
予備費	500	
合計	8,888	

- (1) 会議の開催  
 ・ 協議会、幹事会、新市特別職報酬等審議会等の開催
- (2) 情報提供及び広報啓発活動の実施  
 ・ 協議会だよりの発行、協議会ホームページの更新、合併啓発

平成17年度 山口県中部  
 1市4町合併協議会事業計画

**【次回協議日程】**  
 次回の第5回協議会は、5月19日（木）午後2時から、山口市「ぱるるプラザ山口」で開催することになりました。

## 合併に伴う住所変更手続きについて

1市4町の合併に伴って、住所の表示が変更になります。この住所の表示変更に伴い住民のみなさんが、手続きしていただくものは原則としてありません。ただし、一部に住所変更を必要とするものや本人の希望により住所変更ができるものもありますので、以下の表を参考に各問い合わせ先にご確認ください。

合併後に、合併に伴う住所の変更に関する証明書を発行（無料）します。

項 目	該 当 者	住 所 変 更 の 手 続 き 等	問 い 合 わ せ 先 等
民間企業・その他の手続き			
電話番号	電話利用者	電話番号は変わりません。	NTT お客様相談センター 0120-019-000
電話帳に記載されている住所		住所変更の手続きは、必要ありません。	
電気	使用者等	住所変更の手続きは、必要ありません。	(山口市、小郡町) 中国電力山口営業所 083-922-4321 0120-612-530 (秋穂町、徳地町) 中国電力防府営業所 0835-22-1820 0120-617-560 (阿知須町) 中国電力宇部営業所 0836-21-0151 0120-613-270
預金通帳等	預金者等	一般的に必要ありませんが、詳細は、各取扱い窓口にお問い合わせください。	お取引きの金融機関
生命・損害保険証書	加入者	詳細は、各取扱い窓口にお問い合わせください。	お取引きの保険会社
各種有価証券	所有者		各取り扱い窓口
公正証書	証書をお持ちの方	住所変更の手続きは、必要ありません。	山口公証人役場 083-925-0035 防府公証人役場 0835-21-8780 宇部公証人役場 0836-34-2686
国関係の機関の手続き			
郵便関係	利用者	郵便番号の変更はありません。住所変更の手続きは、必要ありません。	各郵便局
郵便貯金関係	預金者等	お近くの郵便局の窓口へお問い合わせください。	
簡易保険関係	契約者		
特許・実用新案・意匠・商標	出願中の方	「住所（居所）変更届」を提出してください。特許庁に出願された方には、出願人に対し、特許庁から「識別番号」が付与されています。一人の出願人がその後複数の出願をしている場合、この識別番号を記載して出願されていますので、この「識別番号」に基づき1通の届で出願中の全ての案件が変更されます。手数料は無料です。	特許庁審査業務部出願支援課 03-3581-1101（代表）
	登録済の方	住所変更の手続きは、必要ありません。特許登録令第39条により変更されたものとみなされます。変更を希望される方は「登録名義人の表示変更登録申請書」を提出して変更することができます。なお、登録済の権利については、登録免許税の関係から各権利ごとにそれぞれ手続きを行う必要があります。登録免許税は非課税です。	

(5)

項 目	該 当 者	住 所 変 更 の 手 続 き 等	問 い 合 わ せ 先 等
<b>国関係の機関の手続き</b>			
土地登記簿、建物登記簿の所在	土地・建物などの不動産を持っている方	所在変更の手続きは、必要ありません。 (法務局において職権で変更します。)	(山口市、小郡町、秋穂町) 山口地方法務局山口本局 083-922-2295
土地登記簿、建物登記簿の所有者の住所(抵当権者、仮登記権利者などを含む)		住所変更の手続きは、必要ありません。合併後の住所に変更されたとして取り扱う「みなし規定」がありますので、そのままでも問題ありません。住所の変更を希望される人は、合併後、新市で発行する合併に伴う住所の変更を証明する証明書を添付して登記することができます。 (登録免許税は免除されます。)	(阿知須町) 山口地方法務局宇部支局 0836-21-7211 (徳地町) 山口地方法務局防府支局 0835-22-0934
会社等(商業登記簿、法人登記簿)の本店及び主たる事務所、役員の住所	会社・法人等を経営している方及び役員	住所変更の手続きは、必要ありません。 (法務局において職権で変更します。)	
自動車検査証等	普通・大型自動車、二輪車(125ccを超えるもの)の使用者、所有者	住所変更の手続きは、必要ありません。ただし、抹消登録は住所の変更登録を行ったうえで、手続きをしてください。	中国運輸局 山口運輸支局 083-922-5334
	軽自動車(三輪・四輪)の使用者、所有者	住所変更の手続きは、必要ありません。	軽自動車検査協会 山口事務所 083-924-0542
国民年金基金受給者・加入者の住所	受給者・加入者	住所変更の手続きは、必要ありません。	山口県国民年金基金 083-924-7100 0120-65-4192
社会保険関係(国民年金・厚生年金・政府管掌健康保険)	国民年金・厚生年金の年金受給者	住所変更の手続きは、必要ありません。	山口社会保険事務所 083-922-5660 宇部社会保険事務所 0836-33-7111
	国民年金・厚生年金の加入者		
	政府管掌健康保険の加入者	小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町に所在する事業所の被保険者の被保険者証は記号が変わるため、交換(更新)します。交換(更新)は事業主を経由して行われます。	
労働保険適用事業場の所在地	労働保険適用事業場の事業主	住所変更の手続きは、必要ありません。	山口労働基準監督署 083-922-1238 (山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町) 山口公共職業安定所 083-922-0043 (徳地町) 防府公共職業安定所 0835-22-3855
雇用保険適用事業所の所在地	会社等の事業主	住所変更の手続きは、必要ありません。	(山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町) 山口公共職業安定所 083-922-0043 (徳地町) 防府公共職業安定所 0835-22-3855
雇用保険失業等給付金	受給者又は受給資格者		
道路占用許可・河川占用許可(国所管分)	許可を受けている方	住所変更の手続きは、必要ありません。	中国地方整備局 山口河川国道事務所 0835-22-1785

項 目	該 当 者	住 所 変 更 の 手 続 き 等	問 い 合 わ せ 先 等
<b>県関係の機関の手続き</b>			
自動車運転免許証	自動車運転免許証所持者	本籍及び住所を直ちに変更する必要はなく、次回更新手続きの際に変更します。なお、合併以外の理由（転居、婚姻等）で、本籍又は住所を変更するときには、住民票の写し等を添付し、速やかに手続きをしてください。手続きは、従来どおり管轄の警察署（山口・小郡・防府警察署）で行ってください。	山口県総合交通センター 083-972-2900 （山口市〈一部を除く〉） 山口警察署 083-924-0110 （小郡町、秋穂町、阿知須町、山口市の一部） 小郡警察署 083-973-0110 （徳地町） 防府警察署 0835-25-0110
銃砲刀剣類所持許可証	許可書等の交付を受けている方	住所変更の手続きは、必要ありません。更新の際などに変更手続きを行います。	（山口市〈一部を除く〉） 山口警察署 083-924-0110 （小郡町、秋穂町、阿知須町、山口市の一部） 小郡警察署 083-972-0110 （徳地町） 防府警察署 0835-25-0110
猟銃用火薬類譲受許可証等			
旅券（パスポート）	所持者	住所変更の手続きは、必要ありません。なお、旅券の最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正してください。ただし、他のページに書き込みをすると旅券が無効となりますので、ご注意ください。	山口県国際課・旅券センター 083-933-2352
	申請者	旅券発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した戸籍謄（抄）本及び住民票は合併前のものでも使用できます。	
狩猟免状	狩猟免状の交付を受けている方	住所変更の手続きは、必要ありません。	（山口市、小郡町、秋穂町、徳地町） 山口県山口農林事務所 083-922-5291 （阿知須町） 山口県美祢農林事務所 0837-52-1070
電気工事業者及びみなし電気工事業者の登録、届出、通知	登録等を受けている方	登録事項、届出事項または開始通知事項の変更手続きが必要となります。詳細はお問い合わせください。	山口県新産業振興課 産業資源班 083-933-3155
消防設備士免状	免状の交付を受けている方	住所変更の手続きは、必要ありません。	山口県消防防災課 消防班 083-933-2360
危険物取扱者免状			
液化石油ガス設備士免状	免状の交付を受けている方	免状の住所欄を山口市に変更する必要がありますので、高圧ガス保安協会試験センター（0120-66-7966）に「液化石油ガス設備士免状書換申請書」を提出し、住所の書換を受けてください。（書換え申請書は、高圧ガス保安協会から取り寄せてください。）合併後、新市で発行する合併に伴う住所の変更を証明する証明書を申請書に添付してください。なお、書換え手数料は無料です。	山口県消防防災課 産業保安班 083-933-2374
高圧ガス関係事業所	許可を受けているか、または届出している事業所	1. 事業所所在地の表示変更について 住所変更の手続きは、必要ありません。  2. 事業所名称の変更について 市町村合併に伴い事業所名称が変更になる場合は、事前にお問い合わせください。	

項 目	該 当 者	住 所 変 更 の 手 続 き 等	問 い 合 わ せ 先 等
県関係の機関の手続き			
政治団体の届出	政治団体代表者	合併後に、主たる活動区域や資金管理団体の指定における公職の種類など、他の届出事項の異動が生じた時に、併せて主たる事務所の所在地等の変更手続きを行ってください。	山口県選挙管理委員会事務局 083-933-2320
不在者投票のできる施設の指定	指定施設の長	住所変更の手続きは、必要ありません。	
特定非営利活動法人定款変更届	特定非営利活動法人の認証を受けている法人	定款変更の手続きが必要です。	山口県県民生活課 県民活動推進室 083-933-2614
公益法人の住所変更	各公益法人	定款、または寄付行為の変更許可申請は必要ありませんが、合併後すみやかに各法人において定款、または寄付行為を変更し、変更後の定款または寄付行為に変更後の住所が記載された登記簿謄本を添付して県の各所管課へ届け出てください。	(知事所管) 県庁各公益法人所管課 (山口県教育委員会所管) 山口県教育庁教育政策課 総務管理班 083-933-4510
地域改善対策奨学金等貸付制度	貸付を受けている方	住所変更の手続きは、必要ありません。	山口県教育庁人権教育課 083-933-4640
道路占用許可（県道及び県の管理する国道）	許可を受けている方	住所変更の手続きは、必要ありません。	山口県土木建築部道路整備課 路政班 083-933-3680 山口県山口土木建築事務所 083-922-1070 山口県防府土木建築事務所 0835-22-3485
河川占用許可（県又は知事の管理に属する河川）	許可を受けている方	住所変更の手続きは、必要ありません。	山口県土木建築部河川課 水政班 083-933-3770 山口県山口土木建築事務所 083-922-1070 山口県防府土木建築事務所 0835-22-3485
建築事務所登録	建築士事務所の開設者及び建築士	住所変更の手続きは、必要ありません。	山口県土木建築部指導課 指導班 083-933-3835 山口県山口土木建築事務所 083-922-1070 山口県防府土木建築事務所 0835-22-3485
建築士住所			
宅地建物取引業免許	許可及び登録を受けている方	住所変更の手続きは、必要ありません。	山口県土木建築部住宅課 民間住宅班 083-933-3883 山口県山口土木建築事務所 083-922-1070 山口県防府土木建築事務所 0835-22-3485
宅地建物取引主任者登録			
屋外広告物許可	許可を受けている方及び届出をしている方	住所変更の手続きは、必要ありません。	山口県土木建築部都市計画課 まちづくり推進班 083-933-3725 山口県山口土木建築事務所 083-922-1070 山口県防府土木建築事務所 0835-22-3485
屋外広告業届出			
建設工事等競争入札参加者資格審査	資格を有している方	住所変更の手続きは、必要ありません。	山口県土木建築部監理課 経理・建設業班 083-933-3629 山口県山口土木建築事務所 083-922-1070 山口県防府土木建築事務所 0835-22-3485
建設業許可	許可を受けている方		

## 町名・字名の表示について

郡町名等の変更 吉敷郡、佐波郡については「山口市」にかわります。  
 小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町については、「町」を除いて「山口市」の後に付けることになります。  
 大字の削除 大字については、全て削除することになります。  
 地番等の変更 地番等については、現行のまま変更はありません。

		現 行	合併後
山口市	住居表示法による表示地域	(現 山口市役所) 山口市亀山町2番1号	変更なし
	住居表示法による表示以外の地域	(現 仁保出張所) 山口市大字仁保中郷979番地	山口市仁保中郷979番地
小郡町	住居表示法による表示地域	(現 小郡南小学校) 吉敷郡小郡町緑町1番1号	山口市小郡緑町1番1号
	住居表示法による表示以外の地域	(現 小郡町役場) 吉敷郡小郡町大字下郷609番地の1	山口市小郡下郷609番地の1
秋穂町	全域	(現 秋穂町役場) 吉敷郡秋穂町東6570番地	山口市秋穂東6570番地
阿知須町		(現 阿知須町役場) 吉敷郡阿知須町2743番地	山口市阿知須2743番地
徳地町		(現 徳地町役場) 佐波郡徳地町大字堀1744番地	山口市徳地堀1744番地

### 各市町の合併担当窓口

#### 山口市企画経営課中核都市推進室

TEL 083-934-2747  
 FAX 083-934-2642  
 E-mail: kikaku@city.yamaguchi.yamaguchi.jp

#### 小郡町まちづくり推進課

TEL 083-973-2414  
 FAX 083-973-4892  
 E-mail: mati@town-ogori.jp

#### 秋穂町企画課

TEL 083-984-8026  
 FAX 083-984-5299  
 E-mail: kikaku@aiocho.jp

#### 阿知須町企画課

TEL 0836-65-4111  
 FAX 0836-65-4116  
 E-mail: kikaku@ajisu.com

#### 徳地町企画財政課

TEL 0835-52-1119  
 FAX 0835-52-1470  
 E-mail: gappei@town.tokuji.yamaguchi.jp

### 合併協議会、小委員会の協議内容等をご覧ください。

会議資料と会議録は、合併協議会事務局及び各市町の役所、役場などで閲覧できます。

詳しくは、合併協議会事務局あるいは各市町の合併担当窓口までお問い合わせください。

また、下記のアドレスからもご覧いただけます。

<http://www.kenou.jp/>

### 編集・発行 山口県央部1市4町合併協議会

〒753-0070 山口市白石一丁目2番7号

TEL 083-934-6214

FAX 083-922-8520

E-mail: info@kenou.jp

